国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

20歳 ―学生→ 卒業　30歳　50歳　60歳

本人の所得が基準以上の者
免除・納付猶予とも対象外

本人の所得が基準(※)以下の者
※単身：57万円

本人及び配偶者それぞれの所得が基準(※)以下の者
※単身：141万円(目安)

本人、配偶者、世帯主それぞれの所得がいずれも基準(※)以下の者
※全額免除の場合
単身　：57万円
4人世帯：162万円

学生納付猶予
172万人
(H24年現在)
大学等が学生から納付猶予の申請を受託した日に、申請があったものとみなす措置を講じ、事務法人の指定を促進(H26.10～)

若年者納付猶予
42万人
(H24年現在)
対象年齢を50歳未満に拡大(H28.7～)
※H37.6までの時限措置

申請免除(全額免除、一部免除)
大臣が指定する者が申請を受託できる制度を創設し、被保険者の手続上の負担を軽減(H27.7～)
全額免除 239万人(H24年現在)
一部免除　48万人(H24年現在)

障害基礎年金受給者、生活保護法による生活扶助を受ける者等
法定免除　134万人(H24年現在)

□＝今回の法案により対応する部分

≪給付への反映≫

免除・・・免除期間については、老齢年金給付は1／2、保険料は10年間追納可能

納付猶予・・・猶予期間については、老齢年金給付は0(受給資格期間のみカウント)、保険料は10 年間追納可能
(いずれも、期間中に障害や死亡に至った場合には、障害年金や遺族年金を満額受給可能)

出典:厚生労働省